



第60・61号

(昭和39年11月-12月)

目次

関係法令

- 法律, 省令, 規則, 告示等..... 1
- 宿日直勤務 (人事院規則15-9) 1

学内規則

- 富山大学工学部規程の一部改正..... 2
 - 〃 入学者選抜方法研究委員会規則の制定..... 3
 - 〃 硬式庭球施設運営委員会規則の制定..... 3
 - 〃 放射性同位元素委員会規則の制定..... 4

諸会議

- 諸会議..... 4

人事異動

- 人事異動..... 5

学内諸報

- 昭和40年度富山大学学生募集要項 (抜粋) 5
 - 〃 富山大学経営短期大学部学生募集要項 (抜粋) 6
- リーダートレーニング講習会..... 6
- 北陸3県大学学生交歓芸術祭..... 6
- 中部学生バドミントン大会..... 6
- 北信越学生空手道大会..... 6
- 経営短大創立5周年記念文化祭..... 7
- 職員消息..... 7
- 主要日誌..... 8

【付】改正俸給表 (39.9.1)10

関係法令

法律

- 第174号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律 (39.12.17官報)

省令

- 文部30号 国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令 (39.12.26官報)
- 郵政27号 無線従事者国家試験及び免許規則の一部を改正する省令 (39.12.28官報)

規則 (人事院規則)

- 1-4 現行の法律, 命令及び規則の廃止の一部を改正する規則

- 2-6 人事統計報告の一部を改正する規則
- 8-13 行政職俸給表 (一) の8等級の官職等への任用候補者名簿による職員の任用に関する特例等の一部を改正する規則
- 8-17 採用候補者名簿についての経過措置等に関する規則
- 9-2 俸給表の適用範囲の一部を改正する規則
- 9-5 給与簿の一部を改正する規則
- 9-6 俸給の調整額の一部を改正する規則
- 9-7 俸給等の支給の一部を改正する規則
- 9-8 初任給, 昇格, 昇給等の基準の一部を改正する規則
- 9-15 宿日直手当の全部を改正する規則
- 9-17 俸給の特別調整額の一部を改正する規則
- 9-22 暫定手当の一部を改正する規則
- 9-24 通勤手当の一部を改正する規則
- 9-30 特殊勤務手当の一部を改正する規則
- 9-34 初任給調整手当の一部を改正する規則
- 9-40 期末手当及び勤勉手当の一部を改正する規則
- 9-42 指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額に関する規則
- 9-43 休日給の支給される日に関する規則
- 9-44 最高号俸等を受ける職員の俸給の切替えに関する規則
- 14-4 営利企業への就職の一部を改正する規則
- 14-8 職員が官職以外の職務又は業務に従事する場合の一部を改正する規則
- 15-9 宿日直勤務に関する規則 (以上39.12.17官報)
- 9-6 俸給の調整額の一部を改正する規則
- 9-17 俸給の特別調整額の全部を改正する規則
- 9-30 特殊勤務手当の一部を改正する規則 (以上39.12.26官報)

告示 (文部省)

- 第158号 昭和40年度科学研究費交付金及び科学試験研究費補助金の研究計画調書の提出期限等を定める件 (39.11.13官報)
- 第162号 昭和39年度における学芸員の資格認定を実施する件 (39.12.7〃)

官庁報告 <国家試験>

- 人事院 昭和39年度国家公務員採用東海北陸地方初級試験合格者 (39.12.4報官)
- 厚生省 第27回薬剤師国家試験合格者 (〃 12.15〃)

人事院規則15-9 (昭和39年12月17日施行)

宿日直勤務 (総則)

第1条 宿日直勤務については, 別に定めるもののほか, この規則の定めるところによる。

2 各庁の長（内閣総理大臣、各省大臣、会計検査院長及び人事院総裁をいう。以下同じ。）は、この規則の実施に当たっては、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

（宿日直勤務）

第2条 この規則において、宿日直勤務とは、次条の規定による勤務及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日、年末年始（12月29日から同月31日までの日、1月2日及び同月3日をいう。）又は国の行事の行なわれる日で人事院が指定する日に行なうこれと同様の勤務をいい、常直勤務とは、宿日直勤務のうち、庁舎に附属する居住室において私生活を営みつつ常時行なう勤務をいう。

第3条 各庁の長は、公務のために必要がある場合には、職員に、正規の勤務時間以外の時間において、本来の勤務に従事しないで行なう庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視を目的とする勤務を命ずることができる。

（常直勤務の承認）

第4条 各庁の長は、職員に常直勤務を命ずる場合には、あらかじめ人事院の承認を得なければならない。

第5条 前条の承認は、常直勤務が必要やむをえないものであり、かつ、職員の心身にかかる負担の程度が軽易である場合に限り、することができる。

（宿日直勤務を命ずる際の注意）

第6条 各庁の長は、職員に宿日直勤務を命ずる場合には当該勤務が過度にならないように留意しなければならない。

学 内 規 則

富山大学工学部規程の一部改正

富山大学工学部規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

昭和39年11月30日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学工学部規程の一部を改正する規程

富山大学工学部規程（昭和25年12月15日制定）の一部を次のように改正する。

別表(1)工業化学科の表中

「有機合成工業化学 6」を「有機合成工業化学 4」に

「アセチレン工業化学 4」を「石油化学 4」に

「有機化学 5」を「有機化学 4」に

改め、「有機化学 4」の次に

「反応有機化学 3」を加える。

別表(1)金属工学科の表中

「材料力学 3」を「材料力学 4」に改める。

別表(1)機械工学科の表中

「機械工学演習 1」を「航空工学 1」に改め、「機械工学演習 1」の次に

「数理工学演習 1」を加える。

別表(1)のうち工業化学科（化学工学を専攻する者の授業科目及び単位数）の表を次のように改める。

授 業 科 目	単 位 数	授 業 科 目	単 位 数
専攻科目		関連科目	
材料力学	4	応用数学	6
水力学	4	応用物理学	4
機構学	4	電気工学概論	3
機械工作法	2	工業英語	2
機械設計学	4	体 育	1
流体力学	4		
化学機械第 1	2		
化学機械第 2	2		
単位操作第 1	2		
単位操作第 2	2		
輸送現象	4		
反応工学	4		
化学工学熱力学	4		
熱工学	2		
機器分析	2		
有機化学	4		
無機化学	4		
分析化学	4		
物理化学	4		
有機合成工業化学	4		
酸・アルカリ肥料化学	4		
応用触媒化学	3		
金属材料学	4		
工業計測	4		
プロセス制御	2		
プロセス設計	2		
反応工学特論	2		
化学工学特論			
品質管理	2		
化学工学設計製図第 1	2		
化学工学設計製図第 2	3		
化学工学実験	3		
工業分析化学実験	2		
工業物理化学実験	2		
有機化学実験	2		
化学工学輪読	2		
卒業論文	12		

備考 化学工学特論の単位数は必要に応じて定める。

附 則

この規程（改正）は、昭和39年11月30日から実施し、昭和39年10月1日から適用する。ただし、改正規程適用日前から専門教育課程に在学中の者は従前の規程による。

【改正理由】 化学工学を専攻するに必要な基礎科目の充実整備に重点をおき、新たに補充するとともに、受講を要する他学科の授業科目中必要と認められたものについては、その科目の単位数に合致せしめた。また、特に必要と思われない科目は整理の都合上削除した。

富山大学入学者選抜方法 研究委員会規則の制定

富山大学入学者選抜方法研究委員会規則を次のように制定する。

昭和39年12月18日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学入学者選抜方法研究委員会規則

（設置）

第1条 富山大学（以下「本学」という。）に学長の諮問機関として、富山大学入学者選抜方法研究委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、学長の諮問に応じて、入学者選抜方法についての基本的問題に関する事項を研究審議する。

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 各学部長
- (3) 各学部から選出された教授 各2名
- (4) 学生部長

2 前項第3号の委員は、学部長の推せんに基づき学長が任命し、任期は2年とする。ただし、その補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって当てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

（議事）

第5条 委員会は、委員の2分の1以上の出席により成立し、議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし可否同数のときは議長がこれを決する。

（専門委員）

第6条 委員会において必要と認めるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、本学職員のうちから学長がこれを指名する。

3 専門委員は、学長の命をうけて専門の事項の調査研究に当たる。

4 専門委員は、当該専門の事項の調査研究が終了ときは、退任するものとする。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、学生課において処理する。

附 則

この規則は、昭和39年12月18日から施行する。

※ 申し合せ事項

この規則の有効期間は、施行の日から4年とする。

富山大学硬式庭球施設 運営委員会規則の制定

富山大学硬式庭球施設運営委員会規則を次のように制定する。

昭和39年12月18日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学硬式庭球施設運営委員会規則

（設置）

第1条 富山大学における硬式庭球コート及び附属施設（以下「庭球施設」という。）の円滑な管理運営を期するため、富山大学硬式庭球施設運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 庭球施設の使用計画に関すること。
- (2) 庭球施設の管理その他に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学生部長
- (2) 事務局長
- (3) 体育部会長
- (4) 保健体育担当教官 2名
- (5) 学長が必要と認めた教職員 3名以内

2 前項第4号及び第5号の委員は、学長が任命し、任期は2年とする。ただし、その補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

第4条 委員会に委員長を置き、学生部長をもって当てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

（議事）

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし可否同数のときは、議長がこれを決する。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、学生課において処理する。

附 則

この規則は、昭和39年12月18日から施行する。

**富山大学放射性同位元素
委員会規則の制定**

富山大学放射性同位元素委員会規則を次のように制定する。

昭和40年1月1日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学放射性同位元素委員会規則

(設置)

第 1 条 富山大学(以下「本学」という。)に、放射性同位元素(以下「同位元素」という。)を使用する研究の促進をはかり、併せて放射線障害を防止するため、放射性同位元素委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 同位元素を使用する研究施設(以下「研究施設」という。)の設置改廃に関すること。
- (2) 研究施設の管理運営の基本に関すること。
- (3) 同位元素による障害防止に関すること。
- (4) 同位元素を使用する関係部局間の調整に関すること。
- (5) 放射性同位元素総合実験室の放射線取扱主任者(その代理者を含む。以下同じ。)の指名に関すること。
- (6) その他、委員会の目的達成に必要なこと。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号の委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 各学部から選出された教授又は助教授 各2名
- (3) 放射性同位元素総合実験室の放射線取扱主任者
- (4) 事務局長
- 2 前項第2号の委員は、当該学部長の推せんに基づき、学長が任命する。
- 3 前項による委員の任期は、2年とする。ただし、その補欠委員の任期は前任者の残任期間とし、いずれも再任を妨げない。

(委員会)

第 4 条 学長は委員会を招集し、その議長となる。ただし学長に事故あるときは、学長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第 5 条 委員会は、委員の2分の1以上の出席により成立し、議事は出席委員の過半数をもって決する。ただし、

可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(専門委員)

第 6 条 委員会は、専門の事項を処理するため、専門委員会を置くことができる。

(幹事)

第 7 条 委員会に幹事を置く。

2 幹事は、次の各号に掲げる者について学長が委嘱する。

- (1) 庶務課長
- (2) 会計課長
- (3) 施設課長
- (4) その他、学長が必要と認めたる者

3 幹事は、委員会の会務について委員を補佐し、事務を掌る。

(研究施設)

第 8 条 本学における同位元素の研究利用を推進するため、学内の総合研究施設として、富山大学放射性同位元素総合実験室(以下「総合実験室」という。)を置く。

2 総合実験室に関する規定は、委員会において別に定める。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、当分の間、事務局において処理する。

附 則

1. この規則は、昭和40年1月1日から施行する。
2. 富山大学原子力同位元素委員会規程は、廃止する。

諸 会 議

第11回 評 議 会 (11月30日)

(議題)

1. 教官人事について
2. 富山大学工学部規程の一部改正(案)について
3. 40年度経済、工学両専攻科の学生募集要項について
4. 富山大学入学者選抜研究委員会規程について
5. 県立保健婦専門学院に係る養護教諭養成機関の指定申請について

(報告事項)

1. 東海北陸地区国立大学長会議について
2. 欠員不補充について
3. 39年度富山大学歳出予算の節約について
4. 〃 〃 歳出予算校費追加配当調について

第12回 評 議 会 (12月18日)

(議題)

1. 富山大学入学者選抜方法研究委員会規則(案)について
2. 〃 放射性同位元素委員会規則(案)について
3. 〃 放射性同位元素総合実験室運営規程について

4. 富山大学硬式庭球施設運営委員会規則(案)について
5. 40年度富山大学学生募集についての補足説明(案)について

(報告事項)

1. 第18回文理学部関係国立大学長協議会について
2. 国大協第33回総会について
3. その他

人 事 異 動

現 官 職	氏 名	異 動 内 容	発令年月日	発 令 庁
事務局長 (経営短大)	森 田 弘	福井大学庶務課長に配置換する	39.11.16	文 部 省
事務局 長	有 田 文 雄	経営短期大学部事務長事務取扱を命ずる	〃	〃
課長補佐 (庶務課)	谷 岡 静 雄	経営短期大学部事務長に配置換する	39.12. 1	〃
事務局 長	有 田 文 雄	経営短期大学部事務長事務取扱を免ずる	〃	〃
庶務係長 (工学部)	井 波 勝 二	庶務課長補佐に昇任させる	〃	〃
事務長補佐 (工学部)	鎌 仲 百之介	工学部庶務係長事務取扱を命ずる	〃	〃
事務員 (工学部)	金 子 倫 子	辞職を承認する	39.11.16	富山大学

学 内 諸 報

昭和40年度 富山大学学生募集要項 (抜粋)

① 学部学科別募集人員

文理学部

文学科……40名 理学科……60名

教育学部

小学校教員養成課程	} ……約 165名
中学校教員養成課程	

経済学部

経済学科……160名

薬学部

薬学科……80名

工学部

電気工学科……40名 工業化学科……60名

金属工学科……40名 機械工学科……50名

生産機械工学科……40名

② 願書受付期間

昭和40年2月11日(木)から2月20日(土)まで
郵送の場合も2月20日までに必着のこと。

③ 学力検査等日程

(1) 学力検査

3月23日(火)	国 語	午前 9.00~10.30
	社 会	〃 11.00~12.30
	数 学	文科系 午後 1.30~ 3.30 理科系 〃 1.30~ 4.00
3月24日(水)	外国語	午前 9.00~10.30
	理 科	文理学部 } 〃 11.30~午後1.00 教育 〃 経済 〃
		薬・工 〃 〃 11.30~ 2.00

(2) 健康診断

3月24日(水)午後1時30分(薬・工学部は午後2時30分)から診断を必要と認めた者について実施する。

④ 合格者発表期日

3月31日(水)各学部に掲示し、本人へ通知する。

⑤ 入学試験事務担当部局

富山大学学生部学生課教務係

⑥ その他の注意事項

(1) 入学志願に関する詳細については、学生募集要項により承知されたい。

(2) 学生募集要項等を請求する場合は、返信用封筒(受信場所および氏名を明記し、10円切手をはったもの)を同封し、申し込こむと。

なお、学力検査は、経済学部が富山工業高等学校、薬学部が富山商業高等学校で、その他は当該学部を検査場として行なう。

昭和 40 年度

富山大学経営短期大学部 学生募集要項 (抜粋)

- ① 募集人員
経営科 (第 2 部) ……80名
- ② 出願期限
昭和40年2月10日 (水) から2月19日 (金) まで。
- ③ 検査日時

3月16日 (火)	午前	9.00~10.00	国 語
	〃	10.30~11.30	外国語
	午後	0.30~ 1.30	社 会
	〃	2.00~ 3.00	数 学
	〃	3.15~健康診断 (指定者のみ)	

- ④ 合格者発表期日
3月30日 (火) 午前 9 時本学に掲示, 本人へ通知する。
- ⑤ その他
入学志願に関する詳細については, 富山大学経営短期大学部の学生募集要項により承知されたい。

リーダー・トレーニング講習会

富山大学体育会主催の第 1 回リーダー・トレーニング講習会は, 下記のとおり行なわれた。

記

1. 目 的 基礎体育の理論, リーダーシップの養成, サークル間の親睦と相互の理解をはかる。
2. 期 間 11月14日 (土) ~11月16日 (月) 2泊3日
3. 会 場 浜黒崎ユースホテル
4. 参加者 運動部中堅選手 (来年度キャプテン又はサブが望ましい。各部より 2名以内)
5. 講 師 佐々木学生部長, 体研の佐々, 林, 金子, 有沢, 頭川, 田中, 石黒の各教官, 大谷短大稲垣教官
6. 主な日程 第1日=開会式, オリエンテーション
 講演 { 大学教育における部活動の意義-佐々木学生部長
 課外体育と学生生活-体研・佐々教授
 全体会議-体育会設立の経過と現在までの活動報告並びに今後の問題, 分科会編成
 第2日=分科会討議 (助言者・体研教官)
 第1分科会 体育会の性格 (助言・石黒教官)
 第2分科会 部活動のあり方 (〃 金子教官)
 第3分科会 リーダーの任務と役割 (〃 頭川教官)
 全体会議-分科会報告・質疑応答
 体力養成のためのトレーニング方法と原理-金子教官
 レクリエーションの指導と実際-林教授, 稲垣教官
 第3日=各部トレーニングスケジュールの作成 (年間週・日スケジュール, 助言・頭川, 田中, 金子, 有沢, 石黒の各教官), 講習の反省会, 閉会式

北陸 3 県大学学生交歓芸術祭

富山大学, 北陸 3 県大学学生芸術交歓会主催の第14回学生交歓芸術祭は, 11月20日 (金) から24日 (火) まで, 本学などを会場にして, 下記のとおり行なわれた。

記

部門	と き	と こ ろ	行事種別・内容等
美術	20~23日	本 学 黒 田 講 堂	美術展(絵画, その他)
書道	〃	〃 小 講 堂	書道展
写真	23・24日	富 山 市 公 会 堂	写真展
文学	22日午後	本 学 職 員 ホール	合評形式による討論会
演劇	21・22日	電 気 ビ ル	演劇発表 (公演)
放送劇	22日午後	本 学 黒 田 講 堂	録音による試聴審査会
邦楽	〃	北 日 本 新 聞 社 ホール	邦楽演奏会
洋楽	23・24日	富 山 市 公 会 堂	合唱, 管弦楽, 軽音楽
(総合)	23 日 夜	〃 県 民 会 館	芸術交歓会

中部大学学生バドミントン大会

中部学生バドミントン連盟主催の第13回中部大学並びに第12回中部学生バドミントン選手権大会は, 本学体育会バドミントン部の主管で下記のとおり行なわれた。

記

と き 11月1日~3日
 ところ 高岡市民体育館
 参加者 男子 13大学 227名
 女子 17大学 154名

競技結果

大学選手権	1 位	2 位	3 位
(男)	金 沢 大	富 山 大	名 古 屋 大
(女)	金 沢 女 短	新 潟 大	名 古 屋 女 大

学生選手権	1 位 (単)	1 位 (複)
(男)	村 岡 (滋 大)	寺本・本田(名 大)
(女)	畔 上 (新 大)	松波・森 (名女大)

北信越学生空手道大会

北信越学生空手道連盟主催の第 9 回空手道大会は, 本学が主管で下記のとおり行なわれた。

記

と き 10月25日 (日) 午後 1 時~
 ところ 本学体育館

参加校 信州, 新潟, 金沢, 金沢美術工芸, 福井および
富山の6大学

演武種目 (イ) 合同形(平安初段), (ロ) 極手の解説,
(ハ) 各校基本技, (ニ) 形解説(平安五段),
(ホ) 団体形, (ヘ) 基本組手, (ト) 居捕・椅子捕・
帯短道, (チ) 組手対抗試合, (リ) 試割, その他

経営短大創立5周年

— 記念文化祭 —

本学に併設の富山大学経営短期大学部は、昭和34年4月に創立され、その5周年を迎えたので、11月3日(文化の日)を中心に下記のとおり記念文化祭が行なわれた。

記

1. 講演と音楽の夕べ

とき 11月2日(月) 午後6時～

ところ 富山市公会堂大ホール

(1) 講演 「富山県の開発」 富山県知事 吉田 実
 「一隅を照らす」 参議院議員 館 哲二

(2) 音楽 NACHI スイングオールスターズ演奏

2. 体育大会

とき 11月3日(火) 午前10時～

ところ 本学グラウンド

3. ダンスパーティー

とき 11月4日(水) 午後6時～

ところ 富山県民会館

出演バンド NACHI スイングオールスターズ
 ブルーパアナハワイアンズ

職 員 消 息

<改 姓>

文理学部

助教授 沢 田 和 夫 (旧姓・後藤)

薬学部

助手 井 上 信 (旧姓・小笠原)

技官 野 村 美紀子 (〃 加藤)

<住所変更>

事務局

事務官 藤 田 信 二

文理学部

講師 山 口 博

技能員 林 清 平

工学部

助手 奥 井 健 一

事務員 中 川 巖

経営短大

助手 藤 原 壮 介

<電話設置>

経済学部

助教授 菅 原 修 電

事務長 有 岡 進 〃

薬学部

教授 三 橋 監 物 電

経営短大

事務長 谷 岡 静 雄 電

訃 報

施設課 技能員 福井作次郎 11月23日死亡

主 要 日 誌

本 部

- 11月 1日 開学15周年記念講演会 (黒田講堂)
- 1～3日 中部日本学生バドミントン選手権大会 (高岡市体育館)
- 2日 岡山大学事務局局長来学
- 5日 学生寮起工式
- 〃 職員レクレーション文化部会 (作品展反省会)
- 6日 原子力同位元素委員会
- 7～8日 庶務課リクレーション (下呂保養所)
- 10日 学校防火講習会 (三重大)
- 12日 インフルエンザ予防接種 (第1回)
- 14～16日 体育会リーダーシップトレーニング (浜黒崎Y.H)
- 15日 電話番号変更 (大代表制に切替)
- 17日 国立学校庶務・人事課長会議 (東京大)
- 19日 インフルエンザ予防接種 (第2回)
- 20日 大阪大学主計課栄田監査掛長等来学
- 21日 補導協議会 (第7回)
- 21～24日 北陸3県大学学生交換芸術祭(黒田講堂等)
- 24日 大阪大学庶務課辻本調査掛長等来学
- 25日 文理学部関係国立大学長会議
- 26日 国立大学協会総会
- 28日 国立大学協会事務連絡会議
- 〃 電子計算機室設立準備委員会
- 30日 評議会 (第11回)
- 12月 2日 事務協議会 (第7回)
- 7日 学生会館起工式
- 8～9日 文部省共済組合全国事務担当者打合せ
- 〃 本省総務課往復班伊藤, 原事務官一文書処理状況調査に来学
- 9日 内藤前文部次官来学
- 9～10日 東京芸大福祉係辺見事務官来学
- 10日 岡山大附属病院庶務・司計係長来学
- 11日 大学・短大・高校連絡協議会
- 14日 原子力同位元素委員会
- 15日 科学教育研究室修了式
- 17日 新給与切替説明会 (文部省)
- 18日 評議会 (第12回)
- 19日 原子力同位元素委員会
- 〃 新給与切替説明会 (名古屋・人事院)

文 理 学 部

- 11月 4日 学部図書委員会
- 〃 文学科懇話会—俳人浪化について—(大島文雄)

- 5日 会計部内事務監査
- 5～6日 全国文理学部長連絡協議会 (茨城大)
- 7日 北陸国文学会
- 9日 米文学講演=講師サイク教授 (フルブライト交換教授)
- 10日 植木, 小笠原両教授退職記念植樹
- 11日 文学科改組委員会
- 13日 日本学会議中部地方区会議
- 14日 富山大学英语・英文学懇話会
- 18日 教授会
- 〃 学部補導委員会
- 22日 日本独文学会北陸支部総会及び研究会
- 25日 文学科改組委員会
- 29日 日本医師会医学講座
- 12月 2日 英語講演会=講師オールター・アール・ハーデング氏
- 〃 選考委員会
- 9日 人事教授会
- 〃 学部職業補導委員会
- 10日 立山研究室運営委員会
- 14日 講演「西洋史について」講師京大井上智勇教授
- 15日 〃 「量子エレクトロニクスについて」講師 東大霜田光一教授
- 16日 文学科改組委員会
- 19日 第11週授業終了
- 26日 日本遺伝学会富山談話会

教 育 学 部

- 11月 2日 人事教授会
- 4日 教務・職業補導委員会
- 6日 学部紀要編集委員会
- 7日 日本教育大学協会北陸地区第2部会教育学・教育心理学研究協議会
- 9～10日 会計事務監査
- 14日 日本教育大学協会北陸地区第2部会理科学研究協議会
- 17日 学部紀要編集委員会
- 18日 補導委員会
- 〃 教授会
- 20日 富山県教委との就職協議会
- 24日 郡市教育機関関係者との就職懇談会
- 12月 8日 大学問題対策委と教務委との合同委員会
- 〃 教務委員会
- 9日 人事教授会, 選考委員会
- 14日 教育実習委員会, 選考委員会
- 16日 大学問題対策委と教務委との合同委員会
- 〃 教授会
- 17日 選考委員会, 人事教授会
- 22日 大学問題対策委と教務委との合同委員会

- 〃 教務委員会
- 23日 教授会
- 25日 選考委員会
- 〃 呉山会役員会
- 26日 選考委員会

経済学部

- 11月12日 教官選考委員会
- 〃 会計事務監査
- 18日 国立大学経済学部長会議（東京，共済会館）
- 21日 40年史編集委員会
- 24日 学部・短大合同委員会
- 26日 教授会（第14回）
- 〃 人事教授会
- 〃 教官選考委員会
- 12月10日 教務委員会
- 〃 財務委員会
- 〃 教授会（第15回）
- 17日 40年史編集委員会
- 19日 学部忘年会（魚津）
- 23日 第11週授業終了
- 〃 冬期休業（1月9日まで）

薬学部

- 11月4日 教授会，アイソトープ委員会
- 6日 X線直接撮影
- 7日 日本薬学会北陸支部例会（於 当学部）
- 12日 アイソトープ委員会
- 14日 学部施設充実懇談会
- 15日 金沢大学薬学部学生との交歓会
- 17日 大学院研究科委員会
- 21日 遠久朶寮々祭（学生主催）
- 24日 長崎大学薬学部長谷山兵三教授来学
- 25日 教授会，大学院研究科委員会
- 27日 講座主任会議
- 12月5日 講演会（薬友会主催）講師金沢大学医学部石川太刀雄教授
- 9日 内藤前文部次官来学
- 10日 教授会
- 16日 教授会（教授のみ）
- 17日 授業終了
- 18日 アイソトープ委員会
- 〃 3年次学生追再試験（26日まで）
- 23日 教授会

工学部

- 11月6日 本省第2予算班神山国立学校総括係長来学
- 13日 消火器取扱い講習会

- 18日 一般教授会
- 19日・26日 インフルエンザ予防接種
- 24日 学部火気取扱者懇談会
- 30日 会計事務監査
- 12月16日 一般教授会

附属図書館

- 11月7日 ドキュメンテーション講習（県民会館）
- 10日 15年史編さん及び執筆委員懇談会
- 18日 事務打合せ会

経営短期大学部

- 11月2日 短大開学5周年記念文化祭（講演と音楽の会）
- 3日 〃（体育大会）
- 4日 〃（ダンスパーティ＝県民会館）
- 16日 森田事務長の異動発令（23日・送別会）
- 24日 経済学部・短大合同委員会
- 25日 教官会議
- 12月4日 会計事務監査
- 8日 入試問題作成委員会
- 17日 教官会議
- 19日 経済学部・短大合同忘年会
- 22日 第12週授業終了

改正俸給表について

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が12月17日付法律第174号をもって公布施行（9月1日から適用）された。俸給表別表のうち、関係分は次のとおり。（次頁参照）

昭和40年1月20日

印刷所 安倍印刷 KK

行政職俸給表 (一)

(39. 9. 1)

職務の級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	73,300	53,200	44,000	35,400	26,800	21,200	18,100	13,600
2	77,100	56,100	46,300	37,500	28,800	22,800	19,100	14,100
3	80,900	59,000	48,600	39,600	30,800	24,500	20,100	14,600
4	84,700	61,900	50,800	41,700	32,800	26,300	21,200	15,100
5	88,500	64,800	53,000	43,800	34,800	28,100	22,700	15,600
6	92,300	67,700	55,200	45,800	36,800	29,900	24,200	16,300
7	96,100	70,600	57,400	47,800	38,700	31,700	25,700	17,200
8	99,900	73,400	59,600	49,800	40,600	33,500	27,300	18,100
9	103,700	◎76,200	◎61,800	51,700	42,300	35,200	28,900	19,000
10	107,200	(78,700	64,000	53,600	43,900	◎36,800	30,500	19,900
11	110,200	(80,800	66,200	55,500	◎45,300	38,400	◎31,700	20,800
12	112,200	(82,900	(68,400	◎57,400	46,700	39,700	32,900	21,800
13	114,200	(84,700	(70,600	59,300	(47,900	(41,000	(34,100	22,900
14	116,200	(86,500	72,600	61,200	(48,900	(42,000	(34,900	◎23,900
15	118,200	(88,300	(74,200	63,000	(49,900	43,000	(35,700	(24,500
16			(75,800	64,800	(50,900	(44,000	((25,100
17				(66,300	(51,900	(45,000		(25,700
18				(67,800	(52,900	46,000		

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第22条及び附則第3項に規定する職員を除く。

行政職俸給表 (二)

(39. 9. 1)

職務の級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	28,400	21,300	18,300	13,800	11,800
2	30,000	22,600	19,300	14,400	12,300
3	31,600	23,900	20,300	15,000	12,800
4	33,200	25,400	21,300	15,700	13,300
5	34,800	26,900	22,300	16,500	13,800
6	36,400	28,400	23,300	17,400	14,300
7	38,000	29,700	24,500	18,300	14,800
8	39,400	31,000	25,700	19,200	15,400
9	40,800	32,300	◎26,800	20,100	16,200
10	42,200	33,500	27,800	21,000	17,000
11	43,500	◎34,700	28,800	21,700	17,800
12	44,500	35,900	(29,800	22,400	18,500
13	45,500	(36,900	(30,800	◎23,000	◎19,100
14	46,500	(37,900	(31,500	(23,600	(19,600
15	47,500	38,900	(32,200	(24,300	(20,100
16	48,500	(39,600	32,900	(25,000	20,600
17	49,300	(40,300	(33,600	(25,700	21,200
18	50,100	(41,000	(34,300	26,400	(21,800
19	50,900	(41,700	(35,000	(27,100	(22,400
20	51,700	(42,400	(35,600	(27,800	23,000
21	52,500	(43,000	(36,200	28,500	23,600
22	53,300	(43,600	(36,800	29,200	24,300
23	54,100	(44,200	37,400	(29,900	25,000
24	54,900	(44,800	(38,000	(30,500	25,700
25	55,700	(45,400	(38,600	31,100	26,400
26	56,500			31,700	27,000
27					27,600
28					28,200
29					28,800
30					29,400

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

教育職俸給表 (一) (39. 9. 1)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	50,600	36,900	30,500	20,200	15,600
2	53,600	39,600	32,900	21,500	16,600
3	56,600	42,300	35,400	22,800	17,600
4	59,600	45,100	37,900	24,500	18,600
5	62,700	47,900	40,400	26,300	19,700
6	65,800	50,400	42,900	28,100	20,800
7	68,900	52,600	45,400	29,900	22,100
8	71,900	54,800	◎47,200	32,000	23,700
9	74,900	57,000	49,000	34,100	25,400
10	77,900	◎59,200	(50,800)	36,100	27,200
11	80,900	61,400	(52,600)	38,100	29,100
12	83,900	(63,600)	54,300	◎40,100	31,000
13	86,800	(65,700)	56,000	42,100	32,900
14	89,700	67,800	57,700	(43,600)	34,800
15	92,600	(69,900)	(59,400)	44,800	36,700
16	95,500	(71,800)	(61,100)	(46,000)	38,600
17	98,400	73,700	62,800	(47,100)	◎40,000
18	101,100	(75,600)	64,500	48,200	41,200
19	103,800	(77,200)	66,200	(49,300)	(42,400)
20	106,500	(78,800)	(67,900)	50,400	(43,400)
21	109,100	(80,200)	(69,400)	(51,500)	44,400
22	111,700	(81,600)	70,900	(52,600)	45,400
23	114,200	(83,000)	(72,400)	53,700	46,400
24	116,200	(84,400)	(73,600)	(54,800)	47,400
25	118,200		74,800	(55,900)	(48,300)
26			(76,000)	57,000	(49,200)
27			77,200	(58,100)	

備考 (一) この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の1等級の22号俸から25号俸までの号俸は大学院を置く大学の教授で人事院規則で定めるもののみに適用する。

指定職俸給表 (39. 9. 1)

表	甲
号 俸	俸 給 月 額
1	170,000
2	180,000
3	190,000
4	200,000
5	210,000
6	220,000
7	240,000
表	乙
号 俸	俸 給 月 額
1	101,600
2	106,100
3	110,600
4	115,100
5	119,600
6	124,100
7	128,600
8	133,100
9	137,600

備考 この表は、事務次官、外局長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

教育職俸給表 (三) (39. 9. 1)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	33,800	16,300	14,500
2	35,700	17,500	15,000
3	37,600	18,800	15,500
4	39,500	20,200	16,300
5	41,400	21,200	17,300
6	43,300	22,200	18,300
7	45,200	23,200	19,300
8	47,100	24,800	20,300
9	49,000	26,400	21,300
10	50,900	28,000	22,300
11	52,800	29,900	23,700
12	54,700	31,900	25,100
13	56,600	33,800	26,700
14	58,500	35,700	28,300
15	60,400	37,500	◎29,800
16	62,300	39,300	31,200
17	64,200	41,100	(32,500)
18	66,100	42,800	(33,800)
19	67,600	44,500	34,900
20	69,100	46,200	(36,000)
21	70,500	47,800	(36,800)
22	71,900	49,400	(37,600)
23	73,200	◎50,900	(38,400)
24	74,500	52,200	(39,200)
25	75,600	53,500	
26	76,700	(54,800)	
27	77,800	(56,000)	
28	78,900	(57,100)	
29		(58,200)	
30		(59,300)	
31		60,400	
32		61,500	
33		(62,600)	
34		(63,700)	
35		(64,700)	
36		(65,700)	
37		66,700	
38		(67,700)	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

